

## 2 / 2 1 審査会合での説明（免震重要棟を自主設備にすること）について

2 / 2 1の原子力規制委員会の審査会合にて、当社は以下の考えに基づき、「免震重要棟」を「自主設備とする」ことをご説明しています。

免震重要棟は、新潟県中越沖地震に耐えられるよう設置したものです。従前はこれを、耐震構造で設置する緊急時対策所と使い分けたいと考えていましたが、前回審査会合での議論を踏まえ、使い分けについて新規制基準に合致させることはできない、と考えました。

このため、今回、免震重要棟を重大事故対処設備に登録することは取りやめますが、東日本大震災の際、福島第一原子力発電所でも事故対応拠点となった免震重要棟を予備（サポート）設備と位置付けたいと思い、自主設備とすることとしました。

緊急時対策所としては、5号機緊急時対策所を使用しますが、5号機緊急時対策所が使用できず、免震重要棟の健全性が確認された場合には、免震重要棟を使用することとします。

こうしたことから多様性・多重性を確保したいと考えています。